

公益社団法人岩手県私学振興会業務方法書

目 次

- 第1章 総 則 (第1条—第3条)
- 第2章 運 営 方 法 (第4条—第6条)
- 第3章 退職手当資金交付事業 (第7条—第17条)
- 第4章 貸 付 事 業 (第18条—第33条)
- 附 則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 公益社団法人岩手県私学振興会業務方法書(以下「業務方法書」という。)は、公益社団法人岩手県私学振興会(以下「当会」という。)の定款(以下「定款」という。)第4条第1号に規定する退職手当資金交付事業及び同条第2号に規定する貸付事業の業務の執行に関して、必要な事項を定めるものとする。

(業務執行の基本原則)

第2条 退職手当資金交付事業及び貸付事業の業務は、法令、定款及び業務方法書の定めるところに従い、公平かつ確実な運営を期して執行されなければならない。

2 役員及びこの法人の職務に従事する者は、その職務上知り得た情報を在職中及び退職後においても他に漏らしてはならない。

3 退職手当資金交付事業及び貸付事業の経理は、明確に区分しなければならない。

(用語の意義)

第3条 この業務方法書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 会 員 定款第5条第1項第1号から第4号までに規定する会員をいう。
- (2) 私立学校等 定款第4条第1号に規定する私立学校等をいう。
- (3) 教職員 定款第4条第1号に規定する教職員をいう。
- (4) 退職手当資金 定款第4条第1号に規定する退職手当に要する資金をいう。

(5) 標準給与月額 教職員が勤務の対償として受ける給与の月額に応じ、「別表第1」に定める額をいう。

(6) 最終平均給与月額 教職員の退職した日の属する月から起算して、その前1年間の各月における標準給与月額の合計額の12分の1に相当する額をいう。

ただし、小学校・中学校・高等学校にあつては、教職員の退職した日の属する月から起算して、その前10年間の各月における標準給与月額の合計額の120分の1に相当する額をいう。

なお、10年に満たない場合にあつては、勤務した各月における標準給与月額の合計額を勤務した月数で除した額をいう。

(7) 休職等 休職、停職又は休業の事由により、職務に従事させないことをいう。

第2章 運営方法

(延滞金)

第4条 会員が負担金の払込、あるいは貸付金の償還を遅滞したときは、負担金にあつては、納期の翌日から払込の前日までの日数、貸付金にあつては、償還金額に対し、償還期日の翌日から償還の前日までの日数にそれぞれ年10.95%の割合で計算して得た額を延滞金として徴収する。

ただし、理事会において特別な事情があると認めたときはこの限りではない。

2 負担金の払込を完了しない会員にあつては、当該延滞の期間は定款第4条第1号に規定する事業を停止する。

(虚偽の報告等に対する措置)

第5条 会員たる法人又は個人が、この法人に提出する文書に虚偽の記載をしたときは、既に交付した退職手当資金又は負担金を返還させ、退職手当資金の交付若しくは貸付を停止することができる。

(細則)

第6条 この業務方法書の実施についての細則は、理事会の決議を経て別に定める。

第3章 退職手当資金交付事業

(負担金の納入)

第7条 定款第7条に規定する負担金の額は、毎月1日からその末日までのいずれかの日において、学校等に勤務する各教職員の「別表第1」に定める標準給与月額に次の率を乗じて得た額の合計額とし、会員はその額を毎月末日までに納入しなければならない。

小学校・中学校・高等学校	1,000分の125
幼稚園・保育所	1,000分の75
専修学校	1,000分の75
特別支援学校・各種学校・私学団体	1,000分の54
認定こども園	1,000分の75

(資金の管理及び運用)

第8条 当会の資金は、当座の支出に充てるため、必要かつ最小限度の額を現金又は短期の預金として保有するほか、余裕資金は、長期の銀行預金、金銭信託、貸付信託、企業年金保険その他の方法により安全かつ有利に運用しなければならない。

(退職手当資金の交付)

第9条 当会は、教職員が資格を取得した日から1年以上在職して退職又は死亡したときは、会員に対し、退職手当資金を交付する。

- 2 会員が、教職員(死亡による退職のときは、その遺族)に対して支給する退職手当の額は、前項に規定する退職手当資金の額を下回ってはならない。
- 3 教職員が退職の翌日に、引き続き他の会員に所属する教職員となったときは、第1項の規定にかかわらず、当該退職に伴う退職手当資金は交付しない。
- 4 幼保連携型認定こども園を設置することを目的として、その勤務する教職員が退職手当資金交付事業の対象となっていた幼稚園を社会福祉法人に対して事業譲渡した場合等において、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成26年政令第404号。以下、「経過措置政令」という。)第7条の規定により社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和36年法律第155号。次項において「共済法」という。)に規定する被共済職員(次項において単に「被共済職員」という。)とならなかった当該社会福祉法人の教職員については、前項の規定にかかわらず、退

職手当資金交付事業の対象とする。

- 5 幼保連携型認定こども園を設置することを目的として、共済法に規定する共済契約対象施設であった社会福祉法人の設置する幼稚園又は保育所を学校法人に対して事業譲渡した場合等において、経過措置政令第6条の規定により引き続き被共済職員となる者については、第1項の規定にかかわらず、退職手当資金交付事業の対象としない。

(退職手当資金の額)

第10条 当会が交付する退職手当資金の額は、退職した教職員の最終平均給与月額を基礎とし、これに在職期間に応じて「別表第2」に定める退職手当資金算定乗率を乗じて得た額とする。

(在職期間の計算)

第11条 退職手当資金の算定の基礎となる在職期間は、教職員として引き続き在職した期間とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める期間とする。

- (1) 第9条第3項の場合 各在職期間を通算した期間
- (2) 第9条の規定により退職手当資金交付事業の対象となる教職員の場合 学校法人の教職員として在職した期間と社会福祉法人の教職員として在職した期間を通算した期間

2 前項の規定による在職期間の計算は、教職員となった日の属する月から退職(第13条第3項の場合は、最終の退職)をした日の属する月までの月数により行うものとする。

3 前項の規定による在職期間のうち、休職等により現実に月の1日から末日までの全日数にわたって勤務をしなかった期間があるときは、当該期間に係る月数の2分の1に相当する月数を前項の規定により計算した期間から除外するものとする。

ただし、育児休暇期間は、4分の1に相当する月数を前項の規定により計算した期間から除外するものとする。

4 前3項の規定により計算した期間に6月未満の端数があるときは、その端数は切り捨て、6月以上1年未満は1年とする。

(退職手当資金の支給制限及び清算)

第12条 教職員が次の各号の一に該当するときは、退職手当資金は交付しない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 教員免許状取上げの処分を受けたとき。

(3) 服務上の義務に違反し、又は服務を怠り、若しくは体面を汚す行為があったため、その職を解かれたとき。

2 自己の都合により退会する会員は、退会日が含まれる事業会計年度の前年度決算時における当該会員に係る負担金既納付総額から退職手当資金既交付総額を減じた額（以下、「収支差額」という。）が0を下回る場合は、当該下回った金額を「退会納付金」として納入しなければならない。

3 自己の都合により退会する会員は、前項の収支差額が0を上回る場合は、その額、又は退会時点における当該会員の要支給額（全登録教職員等が退職したと仮定して算出した退職金の額をいう。）に退会日が含まれる事業会計年度の前年度決算時における退職資金事業準備金の保有割合を乗じて得られる額のいずれか小さい方を「退会交付金」として交付されるものとする。

4 会員が複数の学校（園）を経営し、学校（園）単位で全教職員が退会する一部退会の場合、前第2項及び第3項の計算方法を準用するものとし、その計算方法は、理事会の決議を経て別途定める。

（みなし退職）

第13条 教職員が満60歳に達した日の属する年度の末日をもって退職とみなし、第9条第1項に規定する退職手当資金を交付する。

（遺族の範囲及び順位）

第14条 第9条第2項に規定する遺族の範囲及び順位については、「職員の退職手当に関する条例（昭和28年岩手県条例第40号）」の規定を準用する。

（退職手当資金の請求）

第15条 会員は、退職手当資金の交付を受けようとするときは、当会に請求しなければならない。

2 前項に規定する請求は、教職員の退職後、1年以内に行わなければならない。

（報告）

第16条 当会は、会員に対し、負担金その他について報告を求めることができる。

（端数計算）

第17条 最終平均給与月額、退職手当資金の交付額に100円未満の端数が生じたときは、

その端数は切り捨てるものとし、延滞金に1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

第4章 貸付事業

(出資金の納入)

第18条 定款第7条の規定による会員が納付する出資金は、毎年5月1日現在における生徒（児童、幼児を含む）数を基礎とし、「別表第3」による金額を5月末日までに納入するものとする。

ただし、出資する期間は、別途総会の決議を経て定める。この期間は、5年間とする。

(貸付の種類)

第19条 会員に対する資金の貸付は、次の各号に掲げる資金について行う。

- (1) 経営資金 会員の設置する学校等の経営に要する資金
- (2) 施設資金 会員の設置する学校等の校・園地及び施設の取得又は整備に要する資金
- (3) 設備資金 会員の設置する学校等の設備の取得又は整備に要する資金
- (4) 耐震化等資金 会員の設置する学校等の施設の耐震改修、耐震改築及び耐震基準に適合していない老朽校舎の建替えによる施設の取得又は整備に要する資金

対象施設は、昭和56年6月1日以前に建築された建物であること

(貸付の審査)

第20条 本会は、前条の貸付を行うときは、次の各号の条件を満たしている者であることを確認しなければならない。

- (1) 資金を必要とする目的が適切であって、かつ事業の実施が確実であること。
- (2) 貸付対象事業において、借受者は、負担すべき額を確実に保有していること。
- (3) 借受者の資産総額に比して借受額が過大でないこと。
- (4) 相当な物上担保又は確実な保証人を有し、本会に対する債務の履行が確実であること。
- (5) その他貸付の目的を有効に達成することができる見込があること。

(貸付の制限)

第21条 本会は、貸付を受けた会員が貸付金の元利金を償還しないときは、当該会員に対して新たな貸付を行わない。

2 前項の規定にかかわらず、災害その他特別の事由があるときは、理事会の決議を経て、償還の猶予又は新たな貸付を行うことができる。

(貸付金の限度額)

第22条 貸付金の限度額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 経営資金は、1学校につき、100万円以上1,000万円以内とする。
 - (2) 施設資金は、次のいずれか低い額とする。ただし、1学校につき100万円を下らないものとする。
 - ア 貸付を必要とする事業に要する経費の100分の70以内
 - イ 1学校につき、4,000万円以内
 - ウ 担保物権の時価
 - (3) 設備資金は、次のいずれか低い額とする。ただし、1学校につき100万円を下らないものとする。
 - ア 貸付を必要とする事業に要する経費の100分の70以内
 - イ 1学校につき、2,000万円以内
 - ウ 担保物件の時価
 - (4) 耐震化等資金は、次のいずれか低い額とする。ただし、1会員につき4,000万円を下らないものとする。
 - ア 貸付を必要とする事業に要する経費の100分の70以内
 - イ 1会員につき、20,000万円以内
 - ウ 担保物権の時価
- (償還期間及び利率)

第23条 貸付金の償還期間及び利率は、次のとおりとする。

- (1) 償還期間
 - ア 経営資金 1年以内
 - イ 施設資金 10年以内 ただし、貸付の日から1年以内の期間は据え置くことができる。
 - ウ 設備資金 6年以内 ただし、貸付の日から1年以内の期間は据え置くことができる。
 - エ 耐震化等資金 20年以内 ただし、貸付の日から2年以内の期間は据え置くことができる。
 - (2) 貸付利率
 - ア 経営資金 日本私立学校振興・共済事業団の教育環境整備費の貸付利率から0.1%を減額する。
 - イ 施設資金、設備資金及び耐震化等資金 日本私立学校振興・共済事業団の一般施設費の貸付利率から0.1%を減額する。
- 2 前項の規定にかかわらず、借入金をもって貸付を行うときの利率は理事会で決定する。
 - 3 災害その他特別な事情により貸付を行うときは、理事会の決議を経て償還期間又は貸付

利率を別に定めることができる。

(担 保)

第24条 本会の貸付は、物上担保によって行うものとする。ただし、貸付金額が500万円以下又は貸付期間が1年以内のときで、その元利金の償還について確実な保証人が2名以上いるときは、この限りでない。

(借入の申込)

第25条 資金の借入をしようとする会員は、次の各号に掲げる書類等を提出しなければならない。

- (1) 資金借入申込書
- (2) 資金借入計画書
- (3) 当該年度予算書及び前年度決算書
- (4) 物上担保又は保証人の状況
- (5) 法人である場合は、理事会の借入決議書の写
- (6) その他資金の借入に必要な書類

(貸付の決定通知)

第26条 本会は、前条の借入申込書を受理したときは、理事会において必要な調査を行い、貸付者及び貸付金額を決定し、遅滞なく当該会員に通知する。

(貸付金の交付)

第27条 本会は、所定の貸借契約証書によって貸付を行うものとする。

(利息の支払)

第28条 貸付金の利息は、経営資金については半年ごとに前払いし、施設資金、設備資金及び耐震化等資金については経過期間分を年2回支払うものとする。

(抵当権及び質権の設定)

第29条 本会は、土地又は建物を担保として、貸し付けた会員に対しては、当該物件に本会を第1順位の抵当権者と設定することを原則とする。

- 2 前項において、建物に抵当権を設定したときは、その貸付金の償還が完了するまでの間、当該建物について貸付金額以上の火災保険契約を締結させ、その火災保険契約に基づく保険金請求権に質権を設定し、保険事故が発生したときは、その質権に基づいて、本会が受け取る保険金をもって貸し付けた会員の債務の弁済に充当するものとする。

(抵当権の保護)

第30条 物上担保によって貸付を受けた会員は、本会に対し、当該担保の目的物を良好に維持する責任を負い、当該担保の目的物について、原状を変更し又は第三者に対し地上権、永

小作権等担保物権に新たな制限を加える権利の設定を行おうとするときは、あらかじめ本会の承認を受けなければならない。

(債権の取扱)

第31条 貸付を受けた会員が、災害その他特別の事由により貸付契約に定める貸付金の元利金の償還が著しく困難となったときは、理事会の決議を経て当該条件の変更をすることができる。

(貸付決定の取消)

第32条 第26条の規定により貸付通知を受けた会員が、正当な事由がなくして、指定した日から起算して1月以内に貸付契約を結ばないときは、貸付の決定を取り消すことができる。

(貸付手数料)

第33条 会員は、貸付金の交付を受けるときは、次の手数料を納入するものとする。

- (1) 施設資金、設備資金及び耐震化等資金 借受額の1/1,000
- (2) 経営資金 貸付期間6月につき借受額の0.5/1,000

附 則

- 1 この業務方法書は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成26年4月1日)
- 2 この業務方法書は、平成26年6月1日から施行する。(任意退会)
- 3 この業務方法書は、平成27年4月1日から施行する。(第7条「認定こども園」負担金率、第9条「経過措置」、第11条「在職期間の計算：通算」)
- 4 この業務方法書は、平成30年12月10日から施行する。(耐震化等資金の新設)

「別表第1」

「第7条に規定する標準給与の等級及び月額」

(単位:円)

標準給与の等級	標準給与の月額	給与月額
1	98,000	100,999 円まで
2	104,000	101,000 ～ 106,999
3	110,000	107,000 ～ 113,999
4	118,000	114,000 ～ 121,999
5	126,000	122,000 ～ 129,999
6	134,000	130,000 ～ 137,999
7	142,000	138,000 ～ 145,999
8	150,000	146,000 ～ 154,999
9	160,000	155,000 ～ 164,999
10	170,000	165,000 ～ 174,999
11	180,000	175,000 ～ 184,999
12	190,000	185,000 ～ 194,999
13	200,000	195,000 ～ 209,999
14	220,000	210,000 ～ 229,999
15	240,000	230,000 ～ 249,999

標準給与の等級	標準給与の月額	給与月額
16	260,000	250,000 ～ 269,999
17	280,000	270,000 ～ 289,999
18	300,000	290,000 ～ 309,999
19	320,000	310,000 ～ 329,999
20	340,000	330,000 ～ 349,999
21	360,000	350,000 ～ 369,999
22	380,000	370,000 ～ 394,999
23	410,000	395,000 ～ 424,999
24	440,000	425,000 ～ 454,999
25	470,000	455,000 ～ 484,999
26	500,000	485,000 ～ 514,999
27	530,000	515,000 円以上

(備考) 「給与月額」とは、勤務の対償として受ける基本給（給料、俸給）をいい、手当又は賞与及びこれに準ずるものを除く。

「別表第2」

「退職手当資金算定乗率表」

在職年数	算定乗率
1	0.5220
2	1.0440
3	1.5660
4	2.0880
5	2.6100
6	3.1320
7	3.6540
8	4.1760
9	4.6980
10	5.2200
11	7.7256
12	8.4912
13	9.2568
14	10.0224
15	10.7880
16	13.3893
17	14.6421
18	15.8949
19	17.1477
20	20.4450
21	22.1850
22	23.9250
23	25.6650
24	27.4050

在職年数	算定乗率
25	29.1450
26	30.5370
27	31.9290
28	33.3210
29	34.7130
30	36.1050
31	37.1490
32	38.1930
33	39.2370
34	40.2810
35	41.3250
36	42.3690
37	43.4130
38	44.4570
39	45.5010
40	46.5450
41	47.5890
42	48.6330
43	49.5900
44	49.5900
45	49.5900

「別表第3」

「出資金基準表」

生徒（園児も同じ）数	出資金額	
	月額	年額
50人以下	500円	6,000円
51人～100人以下	1,000	12,000
101人～200人以下	2,000	24,000
201人～300人以下	3,000	36,000
301人～400人以下	4,000	48,000
401人～500人以下	5,000	60,000
501人～600人以下	6,000	72,000
601人～700人以下	7,000	84,000
701人～800人以下	8,000	96,000
801人～900人以下	9,000	108,000
901人～1,000人以下	10,000	120,000
1,001人～1,200人以下	11,000	132,000
1,201人以上	12,000	144,000